# 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

| 物品番号 | ＮＳＮ | 仕 様 書 番 号 | |
|---|---|---|---|
| ＰＣＲ検査キット（判定証明書有） | | 那覇駐業－Ｔ０００００１ | |
| | | 作成 | 令和　４年　２月２１日 |
| | | 変更 | |
| | | 作成部隊等名 | 那覇駐屯地業務隊衛生科 |

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，那覇駐屯地業務隊衛生科において実施するＰＣＲ検査キット（新型コロナウイルス）の調達について規定する。

2　調達物品に関する要求

2.1　品　名

ＰＣＲ検査キット（証明書有）

2.2　仕　様

厚生労働省による新型コロナウイルス感染症体外診断用（検査キット）の承認を受けているものとする。

2.3　その他

商品に送料、返送料、検査料及び証明書発行料を含むものとする。

3　検査に関する要求

3.1　検　査

検査は，次による。

a)　検査項目及び検査内容は，唾液によるＰＣＲ検査新型コロナウィルス（SARS-CoV-2）核酸検出による。

b)　検査依頼要領は，相互調整による。

c)　検査結果については「陽性」「陰性」により判断する。

3.2　検査要領

a)　契約相手方は検体の受領、輸送を実施するものとする。

b)　契約相手方は検体の破損等に十分留意し、細心の注意をもって丁寧に取り扱うものとする。

c)　契約相手方は検体の受領後、速やかに検査を実施するものとする。

d)　契約相手方は検体採取に用いる使い捨て容器及び運搬に必要な容器一式を準備し、官側の指定する手段（郵送又は配送を基本とするも、細部は官側との調整による。）により輸送する。

3.3　検査結果

a)　契約相手方は検体提出後、２４時間以内に官側の示す者に対して検査結果の速報をメール、ファックス等で提出するものとする（様式任意）。

b)　検査結果の証明書は検体提出後４８時間以内に１部を官側の示す者に提出し確認を受けるものとする。（提出方法は細部官側と調整）

c)　陽性に伴う自治体等への「新型コロナウイルス感染症　発生届」は官側が実施する。

4　発注要領

a)　官側は契約相手方に対して、発注書をもって発注する。

b)　検体については個人名記載せず、番号をもって整理し依頼する。

c)　契約相手方が官側に対して報告するために要する経費は契約相手方の負担とする。

5　履行期間

契約締結後～令和５年３月３１日

6　品質保証

a)　監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

b)　契約相手方は日本医師会などの外部精度管理を行っている事、また外部精度管理表を求められたときは速やかに提出すること。

7　出荷条件

出荷条件は，商慣習による。

8　保　全

a)　受託者は、「防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令」に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。

b)　受託者及びその従事者は、防衛省・自衛隊の行動に関する情報について関係者以外へ流出しないようにしなければならない。

c)　前各号は、契約の解除または契約期間終了後も同様とする。

9　その他の指示

9.1　納入書類

納入書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表１とする。

9.2　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

表１－納入書類

| 名　称 a) | 様　式 | 部　数 | 提出時期 | 提出先 |
|---|---|---|---|---|
| 納品書 | 契約後示す | 2 | 検査キット納品時 | 那覇駐屯地業務隊衛生科 |
| 検査結果報告書 | 任　意 | 1 | 検査終了時 | 那覇駐屯地業務隊衛生科 |
| 注 a)　名称は，参考として例示したものであり、書類の名称を指定するものではない。 | | | | |

<table>
<tr><td colspan="3">陸　上　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>ＮＳＮ</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">ＰＣＲ検査キット(判定証明書無)</td><td colspan="2">那覇駐業－Ｔ０００００２</td></tr>
<tr><td>作成</td><td>令和　４年　２月　２１日</td></tr>
<tr><td>変更</td><td></td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>那覇駐屯地業務隊衛生科</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，那覇駐屯地業務隊衛生科において実施するＰＣＲ検査キット（新型コロナウイルス）の調達について規定する。

2　調達物品に関する要求

2.1　品　名

ＰＣＲ検査キット（証明書無）

2.2　仕　様

厚生労働省による新型コロナウイルス感染症体外診断用（検査キット）の承認を受けているものとする。

2.3　その他

商品に送料、返送料、検査料を含むものとする。

3　検査に関する要求

3.1　検　査

検査は，次による。

a)　検査項目及び検査内容は，唾液によるＰＣＲ検査新型コロナウィルス（SARS-CoV-2）核酸検出による。

b)　検査依頼要領は，相互調整による。

c)　検査結果については「陽性」「陰性」により判断する。

3.2　検査要領

a)　契約相手方は検体の受領、輸送を実施するものとする。

b)　契約相手方は検体の破損等に十分留意し、細心の注意をもって丁寧に取り扱うものとする。

c)　契約相手方は検体の受領後、速やかに検査を実施するものとする。

d)　契約相手方は検体採取に用いる使い捨て容器及び運搬に必要な容器一式を準備し、官側の指定する手段（郵送又は配送を基本とするも、細部は官側との調整による。）により輸送する。

3.3　検査結果

a)　契約相手方は検体提出後、２４時間以内に官側の示す者に対して検査結果の速報をメール、ファックス等で提出するものとする（様式任意）。

b)　陽性に伴う自治体等への「新型コロナウイルス感染症　発生届」は官側が実施する。

## 4　発注要領

c)　官側は契約相手方に対して、発注書をもって発注する。
d)　検体については個人名記載せず、番号をもって整理し依頼する。
b)　契約相手方が官側に対して報告するために要する経費は契約相手方の負担とする。

## 5　履行期間

契約締結後～令和５年３月３１日

## 6　品質保証

a)　監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
b)　契約相手方は日本医師会などの外部精度管理を行っている事、また外部精度管理表を求められたときは速やかに提出すること。

## 7　出荷条件

出荷条件は，商慣習による。

## 8　保　全

a)　受託者は、「防衛省本省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令」に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。
b)　受託者及びその従事者は、防衛省・自衛隊の行動に関する情報について関係者以外へ流出しないようにしなければならない。
c)　前各号は、契約の解除または契約期間終了後も同様とする。

## 9　その他の指示

### 9.1　納入書類

納入書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表１とする。

### 9.2　仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書及び調達品目表に疑義を生じた場合は，契約担当官等の指示を受けるものとする。

表１－納入書類

| 名　称[a] | 様　式 | 部　数 | 提出時期 | 提出先 |
|---|---|---|---|---|
| 納品書 | 契約後示す | 2 | 検査キット納品時 | 那覇駐屯地業務隊衛生科 |
| 注[a]　名称は，参考として例示したものであり、書類の名称を指定するものではない。 | | | | |